

競争的資金等に係る主な御意見・御要望への回答

平成27年3月に内閣府ホームページに御意見・御要望窓口を開設して以来、多数のご意見・ご要望をいただきありがとうございました。いただいたご意見・ご要望は関係府省と共有するとともに、対応可能なものから取り組んでまいります。内閣府では今後も関係府省と連携し、競争的資金等のルールの一貫性及び使い勝手の更なる改善に努めるとともに、今後も回答可能な御意見・御要望を随時追加し、更新を進めてまいります。

主な御意見・御要望		回答
競争的資金全般	全ての競争的資金の使用ルール及び申請様式を統一してほしい	➤ 競争的資金制度の目的や審査等に必要な情報等の相違点に留意しつつ、今後各ルールの統一化については、競争的資金に関する関係府省連絡会を通じて適切に進めてまいります。公募申請様式については、本年4月に府省間でフォーマットの構成を統一し、今年度7月以降に公募を開始するものから順次適用してまいります。
	間接経費を全て30%で統一してほしい	➤ 競争的資金における間接経費率は30%で統一されています。
	各省庁によって公募の出し方がばらばらで対応が大変	➤ 公募情報については、府省共通研究開発管理システム(e-Rad)で最新の公募一覧がご覧いただけます。
	各種申請様式の入力欄の書式設定がバラバラ	➤ 書式設定を統一するよう、関係府省に対し周知徹底を図ります。
	研究業績などの文字入力の場合、Excelの申請様式が使いにくい	➤ 申請様式の見直しを進めており、今年度7月以降に公募を開始するものから順次対応する予定です。
	研究費不正のガイドラインに関する報告書の様式が省庁によって異なる	➤ 様式の統一に向けて、関係府省間で協議を進めてまいります。
	会計報告書において、消費税別の記載を廃止すべき	➤ 関係府省申し合わせ「競争的資金における使用ルール等の統一について」において会計実績報告書の様式を統一し、金額はすべて税込としております。

主な御意見・御要望

回答

繰越手続きの簡便化を図ってほしい

- 繰越手続きについては、平成24年に関係府省申し合わせ「繰越手続きの書類に関する取扱について」を定め、簡素化・標準化を図ったところです。

委託費において、リース以外も研究機器の購入を可能とするべき

- 関係府省申し合わせ「競争的資金における使用ルール等の統一について」において、「リースのみを義務づけている事業については、購入も選択できるようにすること」としております。

臨床研究保険に係る費用を競争的資金から執行可能とするべき

- 研究の遂行のために必要な費用は、執行可能です。

申請書のお金に関する部分はすべてウェブ入力にしてほしい

- e-RadではすでにWeb入力に対応しております。各事業の全ての申請書類について、web入力への全面移行が可能か、関係府省間で検討を進めてまいります。
- 科研費では、応募書類のうち、「研究経費」欄及び「他の研究費の応募・受入れ等の状況」欄については、平成30年度公募(平成29年9月公募予定)からウェブ入力とする予定です。

競争的資金全般

研究組織・共同研究者・既存ファンドおよびエフォートの入力は研究者番号のみの入力で全て自動で申請に反映されるべき

- e-Radでは、研究代表者については自動で、研究分担者については、「研究者番号と氏名」で検索し当該課題に参加させることで、自動で研究組織・エフォート等の情報が応募申請に反映されます。また、入力ミスや本人が意図しない研究課題に分担者登録され、応募・採択状況が第三者に閲覧されるのを防ぐために、研究分担者が研究分担者キーを設定している場合、「研究者番号と氏名」に加えて「研究分担者キー」が必要となります。なお、検索項目から氏名を省いて情報を反映できるかについては、セキュリティ面を考慮して関係府省間で検討を進めてまいります。
- 他の関係システムについては、システム改修の際に実施可能か、関係府省間で検討を進めてまいります。

複数の助成金の申請情報をリンクできるようにすべき

- e-Radでは、研究代表者または研究分担者の申請情報について、e-Radで行った他の申請情報が自動的にリンクされるようになっています。
- 他の関係システムについては、システム改修の際に実施可能か、関係府省間で検討を進めてまいります。

全ての公募事業は4月公募開始、8月採択、10月事業開始にすべき

- 公募時期等については、各事業の目的や支援期間、予算状況等を踏まえて設定されています。すべての公募時期を統一すると、審査業務の集中などの混乱が想定されることから、統一は困難と考えます。

主な御意見・御要望	回答
<p>研究機関のローカルルールに関して</p>	<p>消耗品・旅費・人件費・謝金等に係る各法人独自の使用ルールを統一すべき</p> <p>➤ 文部科学省では、事務連絡「国立大学法人及び大学共同利用機関法人における研究費の管理・使用について」を本年3月24日付けで国立大学等へ通知するとともに、同写しを3月31日付けで私立大学及び国立高等専門学校機構へ、5月10日付けで公立大学へ参考送付しています。今後はこれらの通知を踏まえ、各大学等において、使用ルールの必要な見直し等が進められることが期待されます。</p>
<p>科研費関連</p>	<p>科学研究費助成事業に対していただいた意見については、文部科学省に送付し、日本学術振興会に設置されている「科研費に関するご意見・ご要望受付窓口」に寄せられた意見と合わせ、対応の考え方を順次公表します(※既公表分は下記参照)。</p> <p>https://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/06_jsps_info/g_170606/index.html</p>